様式第2号（第7条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　　　　　　　　　　㊞

丸亀市男性の育児休業取得促進奨励金支給（不支給）決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった奨励金の支給について、下記のとおり決定したので、丸亀市男性の育児休業取得促進奨励金支給要綱第7条の規定により通知します。

記

１　支給します。　　金　100,000円

　　　支給条件

　　　　(1) この奨励金は、丸亀市男性の育児休業取得促進奨励金支給要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

　　　　(2) 市が行う男女共同参画推進のための広報啓発活動に協力すること。

　　　　(3) 丸亀市男性の育児休業取得促進奨励金支給要綱の規定に違反した場合は、支給の決定を取り消し、奨励金の返還を求めます。

 (4) この奨励金に係る文書については、法令に定めのあるものはその期間、その他のものは奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保存すること。

２　支給できません。

　　　支給できない理由